

明治前期の日本のナショナリズム

—自由民権運動との関係を中心として—

工藤 豊

はじめに

「ナショナリズム (nationalism)」という用語は、その訳語の多様さや時代と地域によって発現形態が異なることなどに示されるように、^①一義的な規定や理解を許さない概念である。現在一般的には、主権国家形態が形成されて以後の近代の産物であり、一民族＝一国家の「国民国家 (nation-state)」の形成を理想とする政治的運動を基盤としていることなど、いくつかの内容規定の共有性は存在するが、論者によりかなりの偏倚があることも含め、各時代と各地域において様々に異なる発現形態を持つ独自のナショナリズムが存在しているとらえるほうが妥当性を持つであろう。

日本におけるナショナリズムも同様に独自性を持っていると考えられる。まず時代的には、日本が主権国家、国民国家としての体裁を整える契機となった明治維新後を出発点として設定することが可能であるが、その段階以後、アジア・太平洋戦争期を経て現在に至るまで、日本国民が一樣に保持する国民性 (nationality) が存在し、それを基盤としたナショナリズムが存在していたかどうかは疑わしいものがある。

同時に、ナシヨナリズムの先駆的形態として、「外国」との関係において日本という「国家」の存在を自覚させる契機となったものを探るとすれば、十九世紀初めのロシア使節レザノフの来航（一八〇四）や英国船フェートン号の長崎港侵入事件（一八〇八）などに始まる諸外国の日本への示威的な接触がまず挙げられる。そしてこれらの事件を背景として、同時期の平田篤胤らによって形成された国学思想が標榜する自民族中心主義（ethnocentrism）とそれに影響された幕末の尊王攘夷論などに思想的出発点を見ることが出来る。

しかし、十九世紀に入ってアジア諸地域が経験することになるヨーロッパ列強の軍事的脅威と、それに伴って現れる帝国主義的侵略に対しては、国学的な「神国日本」の主張はほとんど意味を持ちえず、むしろ「東洋の道徳と西洋の芸術」（佐久間象山『省魯録』）といった主張²のように、軍事技術など西洋に学ぶべきことが存在するといふ認識が説得力を持つことになる。そして維新後に展開された「文明開化」という主張はそれを継承したものととらえられる。しかしそうした彼我の関係が自覚的に認識される以前に締結された諸条約では、大きな不平等を押し付けられることになり、明治維新後の国権の確立という目的に関しては、大きなハンディを背負うことになる³。

そうした状況を受けて、明治維新後の日本政府の課題は、何よりも不平等条約の改正を主眼とする対外関係の改善におかれることになる。その際の課題は、「いかにして欧米各国と対等な近代主権国家を形成するか、あるいはしたと諸外国に認めさせるか」という内容と換言できるが、その政策としては、維新政府成立後、欧米的近代国家の形成を達成するための「国権（君主権・統治権）」の確立・強化を標榜する形と、欧米列強が行った帝国主義的対外進出を実行しようとする形でのナシヨナリズムの発現をみる⁴ことができる。

そうした中で明治政府が示した公式の統治方針はいうまでもなく一八六八年三月十二日に提示された「五箇条の誓文」⁵である。この文書の内容を概観すれば、第一条の「広く会議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ」と示された条文は、

福岡孝弟による改訂の意図が「列侯会議」を想定したものである以上、「広く国民全般による議論」を想定したものではなかったととらえるのが妥当であるし、第三条の「官武一途庶民ニ至ル迄……」という文言からは天皇を頂点とする上下関係の確定と強調の意図が読み取れる。さらに第五条の「皇基を振起し……」という表現には、国学由来の天皇中心主義が明白に読み取れ、誓文の内容実現の担い手として広く国民大衆を想定した「民権」の実現を重視したものとはとらえられない。

それでは、征韓論をめぐる対立を経て下野した板垣退助らを中心に開始された「民権」運動を考えると、それが、誓文に示される方向性を否定し、一九三〇年代以後明確になる天皇中心主義・皇国主義的ナショナリズムから脱出していたか否かについては、運動主体が誓文を発した政府高官らを中心としていたこともあり、あるいは後述する民権派の思想動向、特に自由党を中心とした運動や思想を考えれば疑問符がつけられる。

そうした動向の把握を基礎として、本論ではいわゆる自由民権運動と当時の国権論との関係を軸に、明治前期のナショナリズムの様相の実態を把握することを目的とする。^⑥

一 建白書の性格

いわゆる自由民権運動とは、一般に一八七四年一月に、前参議の板垣退助・後藤象二郎・江藤新平・副島種臣、そして先に触れた「五箇条の誓文」の一次草稿を執筆したとされる由利公正ら八名が「民撰議院設立建白書」を提出したことに始まる運動と理解されている。そして、この文書自体は他の多くの建白文書と同様に、当時の立法諮問機関である左院に提出されたものであって、本来は一般の目に触れるものではなく、全文が日刊紙『日新真事誌』に掲載されたのは新聞社主の英国人J・R・ブラックの判断によるものである。^⑦

この建白書は、英国留学帰りの小室信夫、古沢滋らが書いたものとされるが、その主な内容は、「方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而独有司ニ帰ス。夫有司、上帝室ヲ尊ブト曰ザルニハ非ズ」という文言に始まる。これは、国家権力の所在が皇室にも人民にもなく、立法権と行政権が未分離の状態にあって、有司（維新政府高官）にのみ帰属していることによる独裁批判を意味するが、建白書では、以後縷々民撰議院設立の必要性を論じたのち、「議院ヲ立、天下ノ公論ヲ伸張シ、人民ノ通義権理ヲ立テ、天下ノ元氣ヲ鼓舞シ、以テ下親近シ、君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ、幸福安全ヲ保護センコトヲ欲シテ也」と、建白の意図を説明して終わる。その過程で述べられていることは基本的に、現政府高官の独裁批判に立脚して、納税者が参政権を持つことを当然視したうえで、「天下ノ公義ヲ張ル」目的から、民撰議院の必要性を強調する主張である。

この、「民撰議院設立」という表題の内容からすれば、建白書を出した民権派の運動の性格は、権力分立と国民の権利（民権）を前提した立憲体制の形成と、それに基づく国民の権利の拡充・実現を図ろうとしたものと理解することが可能であり、自由民権運動に対する一般的な把握もそうした側面を強調するものが多いと思われる。しかし、建白の中には、例えば、「天下ノ大理ニ就イテ之ヲ究メ、我国今日ノ勢ニ就イテ之ヲ実ニシ、政府ノ職ニ就イテ之ヲ論ジ、及昨十月政府ノ変革ニ就イテ之ヲ驗」してきた「民権派」が民撰議院の設立を主張したのに対し、「有司持重ノ説ニ藉リ、事多ク因循ヲ務メ、世ノ改革ヲ言フ者ヲ目シテ軽々進歩トシ、而シテ之ヲ拒ムニ尚早キ」として反対され、実現しなかったことに触れている。つまり、一八七三年十月の政変前後に、政府内ではすでに議会開設の議論があったが、時期尚早として退けられた、という政権内部での抗争が示され、そうした時期尚早論に対する反論が述べられている。

そもそも、「五箇条の誓文」にある「万機公論」を実現するためにも議論に基づく立法審議の場は必要であり、

それゆえに一八六八年四月に維新政府は、「政体書」を示し、太政官に立法・行政・司法の三権力を集中させるが、その一方で「公議輿論」の場として各藩・各県などの代表による審議機関を作ることを試みている。しかしその構成は、同年五月に藩の規模に応じて一人ないし三人の代表を出して構成される「貢士対策所」、一八六九年三月には、各藩の執政等から一人を選出して構成される「公議所」、そして一八六九年七月には、各藩の大参事などから一人を選出して構成する集議院などが設立されていることに示されるように、議会設立の試みは試行錯誤と旧体制を引きずる制度的限界のため失敗の連続であり、最終的に確固とした組織確立に至ることはなかった。こうした「官選」による組織でもうまく機能しないものを、民撰による組織がうまく機能・運営されるはずがない、というのが当時の政府の判断であったことは疑いない。

一八七二年前後をみても、下院の設置に関する建白書は民間あるいは官吏によるものを問わず、左院の集議院にいくつも提出されており、さらに、一八七二年五月には、左院自身が正副議長（後藤象二郎、伊地知正治）の連名で「下議院ヲ設クルノ議」を提出し、議院規則の作成まで試みられている⁹⁾。これらの動向は、のちに建白書に連署し、民撰議院設立を推進するはずの後藤象二郎（左院議長）らが消極的であったことなどもあって実現されず、その後、征韓論争の勃発により、立法府設立案自体が緊急性を失い、実現への動き自体が失われることになる。

こうした動向から、「立法機関」としての下院設立に向けての試みは建白書以前に政府内部においても様々な形で実行されており、維新政府内部の議院設立に対する賛成・反対の動向も考慮すれば、建白書の提出自体を議会制度や立憲体制の確立運動の出発点ととらえるのは不自然であろう。すなわち、建白書の提出（一八七四）を出発点とし、以後、立志社（一八七四）結成、愛国社（一八七五／一八七八再興）の形成、国会期成同盟（一八八〇）、自由党結成（一八八一～一八九〇）、立憲自由党に合同し一八九一自由党に改称し一八九八進歩党と合同して憲政党

へ」とつながるものとしての自由民権運動の把握は、あくまで『自由党史』の内容に従った把握であり、建白書に署名した顔ぶれの中に、議院設立への賛否が混在することを考えれば、征韓論に敗れて政権中枢から外された少数勢力が、政府批判の意図から提示した意見書として、建白提出の背景をとらえるほうが妥当であろう。そしてそれは、人民の民度の低さなどを根拠として「時期尚早」として民撰議院設立に反対する意見への反論が、議院設立自体が民度を高める、などの内容の反論しか行われておらず、民撰議院の理論的・思想的根拠が示されていない点からもいえることである。

そうした、建白書の内容に理論的・思想的根拠づけが薄く、議院設立後の政治体制をいかなる形にするかなどの検討と意見が示されていないことから、建白書からは、下野した者たちが、具体的政権構想や統治内容の検討を示すよりは、反政府勢力としての立場の明示を優先させているという性格を読み取るべきであろう。しかしそれ以後、民撰議院の内容と是非をめぐる論争¹¹は、同年の『民撰議院集説』や翌年の『民撰議院論綱』などの形でまとめられるほど活発に行われることになる。その中で、板垣派らの思想的特徴を確認しておきたい。

二 建白書と民権派の思想

先にみたように、「五箇条の誓文」に示される維新政府の立場では、天皇、政府、人民等との関係は、天皇を頂点とする上下関係を確立することが強調されており、広く国民（人民）大衆を対象として民権を確立していこうとする方向性を持っていたわけではない。そして、民撰議院設立建白を提示した、板垣らを中心とする民権派自身も、（出自自体がその維新政府である以上）そうした点では類似の傾向を持っていたといえる。¹²そしてそれは、建白書の中でも、「皇室を尊ぶ」ことの重要性を強調する一方で、建白の内容で語られていた民権（参政権）の内容は、

「夫人民、政府ニ対シテ租税ヲ払フノ義務アル者ハ、乃チ其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理ヲ有ス」と述べられている点に示されるように、当時非常な少数派であった「納税の義務」を持つ層に与えられるべきことが念頭に置かれていたにすぎない。

こうした思想傾向は、板垣退助の『自由党史』題言の中で「維新改革の目的が皇権克復と民権挽回を意義し……皇室の尊榮益々顕彰するに至るべく、尊皇と民権と一にして終に二致無きを見……民権の發達するを以て富強の原資と為すのみならず、更に富強の原資を助長して、進んで国権の拡張¹³⁾を期すものである」と説明している点からも国権の確立を優先させる意図が存在したことは明らかである。

もちろん「民権派」といわれる人々の中には、植木枝盛のように、「国とは本と民の集まったものなれば国の権力を張るにはまず民の権を張らざれば本真の国権は張りきれず」として、民の独立がなければ国の維持もできないことを強調している者もいる。彼の人権論の内容としては天賦人権論を主張したうえで、かつそれを戦いとすることの重要性を主張するとともに、中江兆民翻訳・紹介によるルソー『民約論』などの影響からか、人民の合議による政府設立の重要性を強調している。しかし、そうした思想の中でも「自主の元気なきときは則憂内より起り、自主の元気ありと雖も宇内の憲法なきときは則患外より来るべし。二者俱に備はりて然後に国権安全なるべき」と主張されている。そこに示されるように、植木らにおいてもなお「国権」の確立は最終目標であり、民権―国権の關係においては後者が優先されることにつながるのである。

同様な傾向は、対外関係の把握においても示されることになる。

そもそも「民撰議院設立建白書」の提示の背景にあった征韓論争の背景には、外交上、不平等条約の問題の未解決とともに、対中国・対朝鮮の歴史的な外交関係上の慣例を無視した要求に基づく交渉の不備の問題が存在し、そ

れ自体が維新政府による対外的な意味での国権の未確立という問題を示している。

歴史的に見れば、江戸幕府の鎖国政策のもとでは、朝鮮と日本との外交は対馬藩主を仲介として行われていた。その際に対馬藩主宗氏は、朝鮮に対して臣下の礼を取りつつ釜山近くの草梁における倭館においてのみ交易を許されるという恩恵的制限貿易を行っていた。その朝鮮に対して、維新政府は当初、一八六八年十二月に、対馬藩を通じて使節を送り、王政復古を遂げて体制転換した新たな日本政府との間で、従来とは異なる自由な相互交易を求め、¹⁶ 外交開始についての交渉を行わせている。

また、このときの使節が派遣した国書に、「皇」や「勅」の文字があることを理由に朝鮮側が国書の受領を拒否したことはそれなりの根拠が存在する。即ち従来の朝鮮の外交関係からいえば、「皇」とは「天下の主」という意味を持ち、「勅」とはその主の言葉であるから、朝鮮側が冊封体制のもとに入っていた清朝の皇帝以外にはその言葉の使用はありえず、自らの臣下である対馬藩の持参する日本側の「国書」に使用しうるものではない。特に徳川幕府時代の幕府―朝鮮間の関係は、朝鮮通信使に対する幕府側の待遇と、倭館における貿易のありようを比較すれば明らかのように、朝鮮側の地位上の優位を示すものである。こうした歴史的経緯を無視した交渉関係の当初に存在した不備は、一八七一年の廢藩置県によって対馬藩及び宗氏の地位が消滅するに伴い、交渉主体が外務省に移っても解消されることはなかった。即ちこの段階では維新政府は朝鮮側からは徳川幕府に代わる正統な新政府とみなされていないことを意味する。

こうした経過の中で、一八七一年の岩倉らの遣外使節団が発することになる。この使節団の出發に先立って、政府内部でどのような対朝鮮方針が定められたかは明確ではないが、対朝交渉はその後も進展せず、一八七二年ころからは朝鮮貿易は実質的に密貿易化し、その取締りと日本非難に示される朝鮮側の態度が朝鮮の「無礼」や「侮

日」の態度として日本側の征韓論の口実とされていくことになる。

本来征韓論の歴史を顧みれば、征韓論争において内治派とされた木戸孝允が明治初年に岩倉具視に対して「神州の威を伸張せん」ことを目的として進言したことが最初である。¹⁷もちろんこの段階では、国内の軍隊整備もままならない状況下で対外的軍事行動自体が不可能であり、西郷・板垣ら、のちに征韓論強硬派の面々も反対に回っている。こうした経過の中ですすめられていく「征韓」は、だれが何を目的とし、どのような（軍事的）計画のもとで行われるのか、などの点は、一八七三年十月の西郷隆盛ら四参議の辞表提出に至る最後まで不明確なままである。その後の台湾出兵から日清戦争までの対外行動を考えれば、いわゆる「内乱を冀う心を外に移す」ための手段、即ち全国の不平士族の暴発を防ぎ、そのエネルギーを外部に向けることが目的ととらえるほかはないであろう。¹⁸前記した江戸期の日朝関係に示されるように、朝鮮半島と日本との関係は、身びいきにみても対等以上のものではなく、中国を含めた東アジア圏での国際的地位をみても決して高いとは言えないのが現実であった。欧米に対する劣位と並んで、東アジアにおける劣位も維新政府が対応を迫られながら、対処が困難な問題であり、それらへの対応の姿勢が征韓論や、それに敗れて下野する勢力による政府の弱腰外交への批判となつたととらえられる。

従って、そうした「反政府」という目的のために征討を検討された朝鮮や、中国などの隣国に対する外交的姿勢の基底にあるものは、日本政府が近代国家を統治する政府として対外的に確固とした姿勢で外交交渉にあたりうる、という意味での「国権の確立」にあったことはここでも同様に指摘できるのである。

そうした姿勢に基づいて、征韓論に敗れた板垣らの勢力は、国書問題などに示された政府の対応の甘さを批判し、一八七四年に愛国公党を設立し、三か月で解散したのち、土佐で立志社を設立して「民権運動」を展開していくことになる。

三 自由民権運動の展開

前記したように、民撰議院設立建白書の報道以後、建白書を報道した『日新真事誌』や政府系の『東京日日新聞』などの諸新聞、さらには『明六雑誌』なども巻き込んで民権論争が大々的に行われることになる。ただその内容は、現在は議院設立が可能であるほど人民に政治的自覚はなく、議院が愚論の場となるのみとして批判する時期尙早論と、議院の開設自体によって人民の開化が進む、といった反論との応酬⁽¹⁹⁾で、内容的にはそれ以前と大同小異である。従ってその論争の内容に思想的・理論的意義を見出すことは困難である。したがってこの段階でのそうした議論の意義は、新聞などの媒体を通じて、政府批判とそれをめぐる議論が一般民衆の目に見えるところで大々的に行われたという点にあるととらえるべきであろう。⁽²⁰⁾

その後、民撰議院を発端とする運動は、板垣による立志社、あるいは故郷の徳島に帰った小室信夫設立による自助社などによる青年の啓蒙・教育運動などの形で日本各地に広まり、翌一八七五年、立志社の主唱によって各地の類似組織の同志を糾合し、大阪において愛国社という政治団体を創立し、本部を東京において活動を行うことを決定した。この結社の活動は、一八七六年の大阪会議⁽²¹⁾後の板垣の参議復帰によって停止状態となるが、西南戦争（一八七七）後に、武力によらず言論を中心とした政治運動による反政府運動をめざした「立志社建白」⁽²²⁾が提出され、その後、立志社による愛国社の復興の決定を受けて一八七八年、十二県十三社の参加によって再興大会が開かれるという経過をたどる。

一八七九年の国会開設運動決議からすれば、この愛国社の復興以後が本来の「自由民権運動」が展開していく時期となるはずである。しかし、現実には愛国社が主導権をとったと理解できる事例はあまり見られず、地方の民権

結社などが主催する演説会や地方新聞による報道を媒介としたものの方が目立つ傾向がある。

例えば、憲法制定と議会開設の直接のきっかけとなった「明治十四年の政変」²³に関しては、『東横毎日』や『報知新聞』などの新聞が取り上げたことが問題表面化のきっかけであり、各地の演説会での批判などの効果が大きく、『自由党史』にもほとんど触れられていないことから、愛国社などによる組織としての運動はほとんど見られないといつてよい。もちろんそれらの運動自体を民権運動の一環として把握すべきであるが、愛国社系の組織がその存在意義を示すのはやはり一八八一年に結成された日本最初の政党である自由党結成とその後の動きの中である。

この動きは、その前年の国会期成同盟第二回大会において政党の結成が検討され、その政党の盟約の検討なども始まっていることにも示されている。一八八一年の『自由党盟約』は基本的にその内容を受け継いだものとされるが、その中で自由と権利の拡充と保全、あるいは立憲体制の確立などが規定されている²⁴。この後、立憲政党（一八八一）、九州改進黨（一八八二）、立憲改進黨（一八八二）などの政党が次々に結成される。これらのうち、立憲改進黨は『報知新聞』などを舞台に言論活動を展開していた犬養毅、尾崎幸雄ら、あるいは『東横毎日新聞』を舞台としていた沼間守一、あるいは前年の政変によって政府を追われた大隈重信等のように、自由党に参加しなかった民権活動グループによって結成されている。

こうした反政府勢力の結集ととらえられる政党結成の動向に対して、政府側は、一八八二年に立憲帝政党²⁵を設立し、『東京日日新聞』を舞台として民権派への攻撃を行うことになる。その新聞の三月二十日に立憲帝政党の綱領が掲載されているが、民権派の主張に対抗する形でそこで強調されている内容は、天皇主権、欽定憲法、天皇による主権の総攬、二院制、制限選挙、などの統治体制を内容とするものであり、一方人権規定などは「国安及び秩序に妨害なき」や「法律の範囲内に於いて」などの留保がつけられている点など、後の大日本帝国憲法の内容との

類似性が高い。そうした内容の批判を自由党などの民権派の政党に対してぶつけていたということは、天皇権力やその地位に代表される内容における「国権」のあり方を「民権」に対して示し、自由党を批判するという戦略が存在したものととらえられるが、これらの批判に対して自由党側は、板垣の口述という形で以下のように反論を試みている。

世に尊王多しと雖も吾党自由党のごとき尊王家はあらざるべし。……吾党は平生尊王の主義を執り、立憲政体の事業に従事するものなり。彼輩が始終尊王主義を誤り、専制政体否な有司専制を援助し、立憲政体を妨害せんと欲する者の如きにあらざるなり。……吾党は深く我皇帝陛下を信じ奉るものなり。又堅く我国の千歳に垂るるを信ずる者なり。吾党は最も我皇帝陛下の明治元年三月十四日の御誓文……を信じ奉る者なり。吾党固より我皇帝陛下の是れを履行し之を拡充し給ふを信ずるなり。又立憲の政体を立て汝衆庶と俱に其慶に頼んと欲す……⁽²⁶⁾

こうして政府側も自由党側もともに「尊王」の実がいずれにあるかを争う形で、議会設立と憲法制定をめぐる政治抗争が行われていくことになるが、こうした傾向自体に、「民権」ではなく「国権」をめぐる政治闘争化すると同時に、天皇中心主義に基づく統治体制の確立へと動く中での民権運動の限界が示されている。

さらに政府側は一八八二年に、「明治十四年の政変」に大きな役割を果たした演説会の制限や、政治結社同士の連絡の制限や支社を設置することの禁止などを盛り込んだ集会条例の改正を行う。これは「全国規模での政治活動」を必要とする政党にとっては大きな制限を課せられたことを意味する。同時に後藤象二郎と板垣を洋行させることで自由党からの離脱者を生じさせ、改進黨との対立をも生じさせるなど民間政党への政府側の攻撃が併行していた

と理解することができる。この両党の対立が、その後の民権運動の停滞と変質⁽²⁷⁾、そしてそれらを背景とした解党に大きく影響したことは否めない。

その後改進黨も運営方針の対立から、一八八四年末に総理の大隈重信と副総理の河野敏鎌らが脱党し、こちらの活動も衰退していくことになる。地方政党も同様の状態である以上、民権運動はこの一八八四年段階までで一応の区切りを迎えたといつてよいであろう。⁽²⁸⁾この後、一八九〇年に開設される帝国議會を前に、政府批判勢力の大同団結運動が盛り上がる。この運動は、一八八八年に改進黨系の大隈重信が外相として入閣することによって旧自由党系を中心とした運動となる。しかしこの運動も旧自由党系の統一には結びつかず、大同クラブ、大同協和会、そして愛国公党の三つに分かれる形で再編が決着し、その後は本格的な政党政治をめざす運動へと移行していくことになるが、その段階での政治動向の性格については稿を改めたい。

おわりに

以上概観した自由民権運動の経緯から、明治前期における政治過程の中では、いわゆる自由民権運動における民権派が「民権」と「国権」とを同時に掲げて政治運動を行っていたことが確認できる。その段階で民権派が主張していた「国権」とは、主に対外関係における政府の消極的態度への批判を背景とし、幕末以来の不平等条約によって立たされることになった国家的自立性の問題として現れる「対外的」国家権力の確立を指していたがために、両者は問題なく両立することができたと考えられる。

しかし、問題が内治を含む統治体制の在り方を含むことになった段階で、政府側は「国権」の問題を「天皇の統治権」と結び付け、民権を伸張させることと、天皇の統治権を確立することで成立する国権が相克し、民権派の主

張と運動とが天皇主権を阻害することを攻撃することになる。それに対して民権派は「天皇主権」をいかに重視し、それを守ることを自分たちがいかに重視しているかを強調し、政府側とそれを競っていかざるをえないことになる。当然、そこにみられる尊王論には、政府側の主張と大きな差異は基本的には存在しえないことになる。そしてそうした類似性は、対外的な「国権」をめぐる場合にも存在していた。

例えば征韓論をめぐる抗争は、いわゆる内治派の勝利であり、帝国主義的かつ対外的軍事行動の否定に結びついた政策を否定したかに見えるが、論争が終結した翌年に行われた一八七五年の台湾出兵をはじめとして、江華島事件から壬午・甲申の乱など朝鮮の内乱に干渉し、朝鮮進出を目的として日清戦争へといたる政策過程は、征韓派が想定していた対外行動を内治派が実行していった経過とみることができる。その意味で、対外政策の面においても、内治派・民権派共にいわゆる富国強兵による対外進出において国力を対外的に示し、国権を確立せんとする方向性を持つていたといえる。したがって自由民権運動とは、「民権」の拡充による「自由」の確立を目的としたものではなく、維新政府の政権をめぐる権力闘争のための手段であり、「国権」の確立と並行する近代国家形成という、欧米国民国家へのキャッチ・アップを目的としたナショナリズムに裏打ちされた性格を持っていたといえる。それが「民権」の言葉を掲げながら立憲体制への移行において、天皇主権という体制のもつて、欧米列強が行った帝国主義的対外進出を実行しようとする形でのナショナリズムの発現に至った要因なのである。

注

(1) ナシヨナリズムの概念については、拙稿、「グローバル化時代のナシヨナリズム―ナシヨナリズムの歴史と問題点―」駒澤大学仏教経済研究所、『仏教経済研究』、三三三号、二〇〇四年五月、「明治初期の日本のナシヨナリズム―日本のナシヨナリズムの形成―東京電機大学理工学部『総合文化研究』9、二〇一一年、などを参照されたい。

(2) 佐久間象山については、「日本思想体系」五五、岩波書店、一九七一年、を参照。また、この巻の中に含まれる横井小南も佐久象山と類似の思想を展開していることと理解できる。

(3) 不平等条約改正の試みは徳川幕府段階から幾度も試みられている。咸臨丸の太平洋横断で有名な一八六〇年の新見正興を正使とする日米修好通商条約の批准書交換使節の渡米以後、一八六二年の竹内保徳を正使とする遣欧団の派遣、翌一八六三年の池田長発を正使とする欧米八か国訪問使節など、毎年のように海外派遣使節を送り、不平等撤廃の道を探ろうとするが、維新後の岩倉使節団（一八七一一七三）を含めてことごとく失敗に終わっている。このことは、徳川幕府が直面していた国家的課題は、維新政府においても何ら解決されていなかったことを意味する。

(4) 「国権」という概念は、当初「民権」という概念との対蹠的な概念内容を持つていたと考えられるが、両者の関係規定は、例えば福沢諭吉のように、個人的な独立自尊と国家の独立とを不可分のものとする主張を展開していたものから、維新政府高官のように統治権の確立を一義的にとらえる考え、あるいは自由民権派の急進派のように、対外的権力行使の確立により、国家の独立を優先させようとするものまで多様性を持つ。また、文明開化の動向の表れの一側面としての西洋技術の導入・受容は、幕末期の尊王攘夷の理念とは対立するものであり、倒幕維新政府の内部に存在した対外政策のそうした変化の背景としては、対外的な国権の確立を目的とするナシヨナリズム、換言すれば西洋的近代国家にキャッチ・アップするためナシヨナリズムという形の発現形態の存在にとらえることができる。一方、対外進出を通じて近代国家としての実を示す方向は、征韓論以後繰り返し政策課題となり、日清戦争後、明確に追求されることになる政策である。いずれの意味でも、確立されるべきものとしての「国権」概念は、その後の日本のナシヨナリズムを考える場合に重要な意味を持つことになる。

(5) この文書は、由利公正（三岡八郎）が起草したものを福岡孝弟が列侯会議を想定して改訂し、さらに木戸孝允が誓文形式に修正し、明治天皇が公卿・諸侯・百官を率いて天神地祇に誓う形式で示され、親王・公卿・諸侯が奉答書に署名する形で成立したものである。（項目内容は、次頁を参照）その意味で、国内的な国権の確立を目的とした天皇維新政府の統治方針を示したものに他ならない。

一 広ク會議ヲ興シ万機公論ニ決スベシ、 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ、 一 官武一途庶民ニ至ル迄、各ソノ志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マザラシメンコトヲ要ス、 一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ、 一 智識ヲ世界ニ求め、大ニ皇基ヲ振起スベシ

(6) 「五箇条の誓文」を中心とした明治初期の日本ナショナリズムの性格に関しては、前掲拙稿「明治初期の日本のナショナリズム」を参照されたい。

(7) ブラックが、当時いくつも出されていた建白の中で、この建白のニュースヴァリューをどこに見出したかは明確ではないが、主張内容もさることながら、直前までの政府参議や高級官僚らによる政権への反旗という点に重要性を見出したことは否定できない。その姿勢に対して政府はブラックを政府顧問として登用したうえで、『日新真事誌』を荒木正木に譲渡させ、翌年末には廃刊させた後彼を解雇するという、報復的な対応を行っている。

(8) いうまでもなくこれらの組織はすべて官選の諮問機関であり、「民撰議院」とは根本的に性格を異にしている。その審議結果も無条件で政府に採用されたわけではなく、実質的な立法機関としては機能しなかったといえ、一八七〇年九月を最後に開会されることはなかった。そして、廃藩置県後、太政官の下に正院・右院・左院の三院が設置され、右院が各省の行政内容について、左院が諸立法事項について審議し、正院が両院の上に立つ最高決定機関として位置付けられた。

(9) 色川大吉・我部政男監修、牧原紀夫・内田修三編『明治建白書集成』第三卷、筑摩書房、一九九〇年を参照。

(10) この動向は、左院議長である後藤象二郎自身が消極的であり、征韓論争に示される政府内部の対立が生じるとともに、議院設立の重要性自体が忘れ去られていくことになる。

(11) これらの論争の論点は、建白書の中でも触れられている、民撰議院の時期尚早さをめぐる問題が中心となる。従って議論内容は民撰の母体となる人民の開化の程度と議院開設との兼ね合いや、「有司独裁」を廃するために広範囲の選抜を可能とするか否かの問題が議論の対象となるが、本来議論の中心となるべき主権の存在や統治体制の在り方についての議論は低調であった。

(12) こうした点については、『明六雑誌』（第三号）などで、政府の統治上の不手際によって「国家土崩ノ勢」をもたらしたのは、下野した参議四人の責任でもあることを指摘されている。

(13) 板垣退助監修『自由党史』上、岩波文庫、三二頁

(14) 植木枝盛「民権自由論」（全集第一卷）岩波書店、一九九〇年、一五頁

(15) 植木枝盛「板垣政法論」（全集第一卷）九六頁

(16) このことは、対朝鮮交渉が維新政府の直轄ではなく、旧幕府時代と同様に対馬藩が仲介し、対馬藩が対朝貿易の独占を行いうるか否かの問題と密接に関連していたことを意味する。したがって、対馬藩仲介の形をとった段階で従来の日朝関係転換を朝鮮側に期待するには大きな不備を抱えたものであったことは確かである。そこから、木戸孝允などの維新政府高官の意図が朝鮮側の拒否を見越しての「征韓」にあったとの観測が出てくる。

(17) 『木戸孝允日記』(一八六八年十二月十四日) 日本史籍協会叢書74、東京大学出版会、一九八五年、一五九頁。ここには、岩倉との話し合いの中で重要案件として征韓論が言及されている。

(18) 『自由党史』においては、「征韓論は美に西郷、板垣の提起するところに係わる。始め二人は木戸、大久保の勧誘により、ともに草廬を出でて功臣政府の朝に立てりと雖も、爾來政府の施設するところのもの、事毎に其の所期と違い、快々として楽しまざるものあり……始め二人相謀り、韓国に事あるの日に備えんがために……」と記し、政府の外交上の不手際を弱腰外交として批判し、朝鮮に政変などのあることを想定しつつ、皇国日本の体面を守る必要を強調する内容となっている。しかし、全体の経過をみても、「韓国に事ある」内容自体が明らかではなく、政府の内部対立があったことが確認されるだけである。

(19) この時建白書批判の先頭に立ったのは、当時ドイツ国家学を修めて宮内省に勤務していた加藤弘之であり、建白執筆側の反論は本文中に述べたように、建白書の意図が反政府運動に傾いたものであり、理論的・思想的に練り上げられたものではないために、本来行われるべき民権―国権のとらえ方、法治体制構築や議會政治の在り方などの内容に関する議論は展開されておらず、「有司専制」に「民撰議院」を対峙するという、立憲体制を考察する際の本来の議論には結びつくことはなかった。

(20) 「新聞」という媒体において政府批判あるいは政治的議論が行われる先鞭をつけられたことに対して、政府は、一八七五年に新聞紙条例と讒謗律とを公布し、言論弾圧の体制を整えて政府批判に対応し、それに対して言論側は、演説会などによる言論活動などで対応していくことになる。

(21) この会議は、佐賀の乱、台湾出兵と続く政治の混乱の中、一八七五年に井上馨は参議を去っていた木戸・板垣と、今や政権の中枢となつている大久保を会談させ、「元老院の設立」、「国会設立の準備」、「地方官會議の設立」、「参議による天皇の補佐体制の強化」などを約し、木戸の参議復帰を見て後の板垣の参議復帰を約した会議である。「民権運動」の経過からみれば、漸進的ながら国会設立が約されたこの会議とその成果が民権運動の最初の成果といえるかもしれない。

(22) 旧土族による封建的既得権を守ろうとする反乱が、西南戦争をもって終了したことを受けて、戦争中の一八七七年に

「立志社建白」が片岡健吉によって天皇に対して提出されている。その内容は、「士族を軽んじてその元気を失わせていること」等への批判なども含まれ、あるいは内閣大臣の専制を批判することも継続されているが、権力分立の実がないこと、中央集権によって地方を軽視していること、特定大資本家との結託批判など、一八七五年の建白よりは、維新政府の失政内容の指摘がより具体的になっており、「民権」の実現運動としての実質が明確になりつつあることが指摘できる。

(23) 「明治十四年の政変」とは、一八八一年七月から十月にかけての時期に北海道開拓事業の成果を、費やした国費の三〇程度で開拓された運動の結果、払い下げを中止すると同時に十年後の国会開設を約した事件である。

(24) 『自由党史』第五編三章を参照。

(25) 『東京日日新聞』の社主兼主筆を務めていた福地源一郎や丸山作楽らを中心に結成されたが、組織確立や党勢拡大などの活動はほとんど行われず、一八八三年には解散している。

(26) 『自由党史』中、一一六頁以下

(27) 一八八三年の板垣帰国後も自由・改進黨の抗争は続き、政党勢力拡大も、そして地租軽減問題などの政党としての政策などの形成の達成もほとんど見込めなくなってくる。その影響の一つとして急進的な事件が生じることになる。すなわち、一八八四年に、要人暗殺を企てた福島・北関東の自由黨員の茨城県の加波山に本部を置き、検挙された加波山事件のような、非合法・急進的な事件が相次ぐことになる。

(28) このうち、民権派が関与した運動としてはいわゆる三大事件建白運動などが挙げられる。これは井上馨外相による秘密裏の条約改正交渉のやり方や一八八六年のノルマントン号事件などで英国人船長が無罪になったことなどを受けて、政府の外交失策を批判する運動から始まり、地租軽減、言論集会の自由の三つの内容の建白を掲げて、民権各派の連合と絡め行われた運動である。そしてこの運動が帝国議会の開設を控えて政党再建に向かう大同団結運動に結びついていく。